解散公告

当社は、平成二十九年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十八日

沖縄県中頭郡北谷町字吉原六八四番地六

ＴＯＹＳｂ株式会社

代表清算人　玉城　幸博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年二月十八日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十八日

岩手県八幡平市黒沢五四番地

農事組合法人安比高原放牧組合

清算人　種市　幸雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年四月十九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十八日

長野市大字大豆島五三〇七番地二

医療法人村井産婦人科

清算人　村井奈津子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年一月十日開催の臨時社員総会の決議並びに熊本市長の認可により平成二十九年四月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十八日

熊本県熊本市中央区大江四丁目二一番二九号

医療法人社団新潮

清算人　坂口　潮

解散公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は確定企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年五月十八日

千葉県船橋市日の出二丁目一九番七号

株式会社ニチレイフーズ船橋第三工場確定給付企業年金　清算人　日比野栄司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月二十八日宮城県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月十八日

宮城県石巻市立町二丁目五番四号

立町二丁目五番地区市街地再開発組合

清算人　浅野　香純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水三条四丁目一三番地、最後の住所北海道札幌市白石区菊水三条四丁目二番二八号

被相続人　亡　柿坂　仁一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

北海道釧路市柏木町五―三五青木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町吉田字板橋一一八番地一六、最後の住所仙台市宮城野区小田原三丁目四番一八―一一一号

被相続人　亡　荒井　泰博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号一番町スクエア三階

相続財産管理人　飯尾　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字祭ノ神一一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　久米　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

秋田県湯沢市字両神二二番地七

相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市みはらしの丘一丁目二七番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安達　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

山形市旅篭町一丁目一七番二二号

相続財産管理人　村山　永

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井町一丁目一〇五四番地、最後の住所埼玉県春日部市小渕二〇九番地一ヴァンベール春日部Ⅱ四〇六号

被相続人　亡　笹山　次臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一番地一二　弁護士法人アームズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　麻王秀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市本町二丁目一二〇番地、最後の住所埼玉県川口市本町二丁目八番八号

被相続人　亡　作山　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番二号浦和ＭＴビル四階　飯塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯塚　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区野呂町一三三八番地一、最後の住所千葉市若葉区野呂町一三三八番地一

被相続人　亡　佐々木隆吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　勝田　到

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市布佐平和台一丁目二番地一、最後の住所千葉県我孫子市布佐平和台七丁目五番三号

被相続人　亡　川田　直史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月十八日

事務所千葉県柏市柏四―一一―一七　森田ビル二階　柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　祐介